

高槻ワーキングニュース

事業主の皆さまへ

対応はお済みですか？

2025年度 労働関連法の動向

2025年(令和7年)度には、多くの事業者の皆様に影響を及ぼす労働・雇用に関する重要な制度改正が行われています。

労務管理や人事制度、従業員の働き方に関連する内容のため、適切な対応が必要です。

雇用保険制度の改正点(2025年4月1日施行)

- ① 自己都合退職者が、教育訓練等を自ら受けた場合の給付制限解除
- ② 就業促進手当の見直し(就業手当の廃止及び就業促進定着手当の給付上限引き下げ)
- ③ 育児休業給付に係る保険料率の引き上げ(0.4%→0.5%)
- ④ 保険財政の状況に応じた保険料率の引き下げ(0.5%→0.4%)
- ⑤ 教育訓練支援給付金の給付率の引き下げ(基本手当の80%→60%) ※令和8年度末まで
- ⑥ 雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例、地域延長給付 ※令和8年度末まで
- ⑦ 「出生後休業支援給付」・「育児時短就業給付」の創設
- ⑧ 子ども・子育て支援特別会計の創設
- ⑨ 高年齢雇用継続給付の給付率の引き下げ(15%→10%)



詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。



高年齢者雇用安定法の改正点(2025年4月1日からの変更点)

2025年4月1日以降、事業主は、高年齢者雇用確保措置(※)として、以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- ① 定年制の廃止
- ② 65歳までの定年の引き上げ
- ③ 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

※定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。(高年齢者雇用安定法第9条第1項)



詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。



育児・介護休業法の改正点(2025年4月1日施行)

- ① 子の看護休暇の見直し
- ② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大
- ③ 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加
- ④ 育児のためのテレワーク導入
- ⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大
- ⑥ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- ⑦ 介護離職防止のための雇用環境整備
- ⑧ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
- ⑨ 介護のためのテレワーク導入

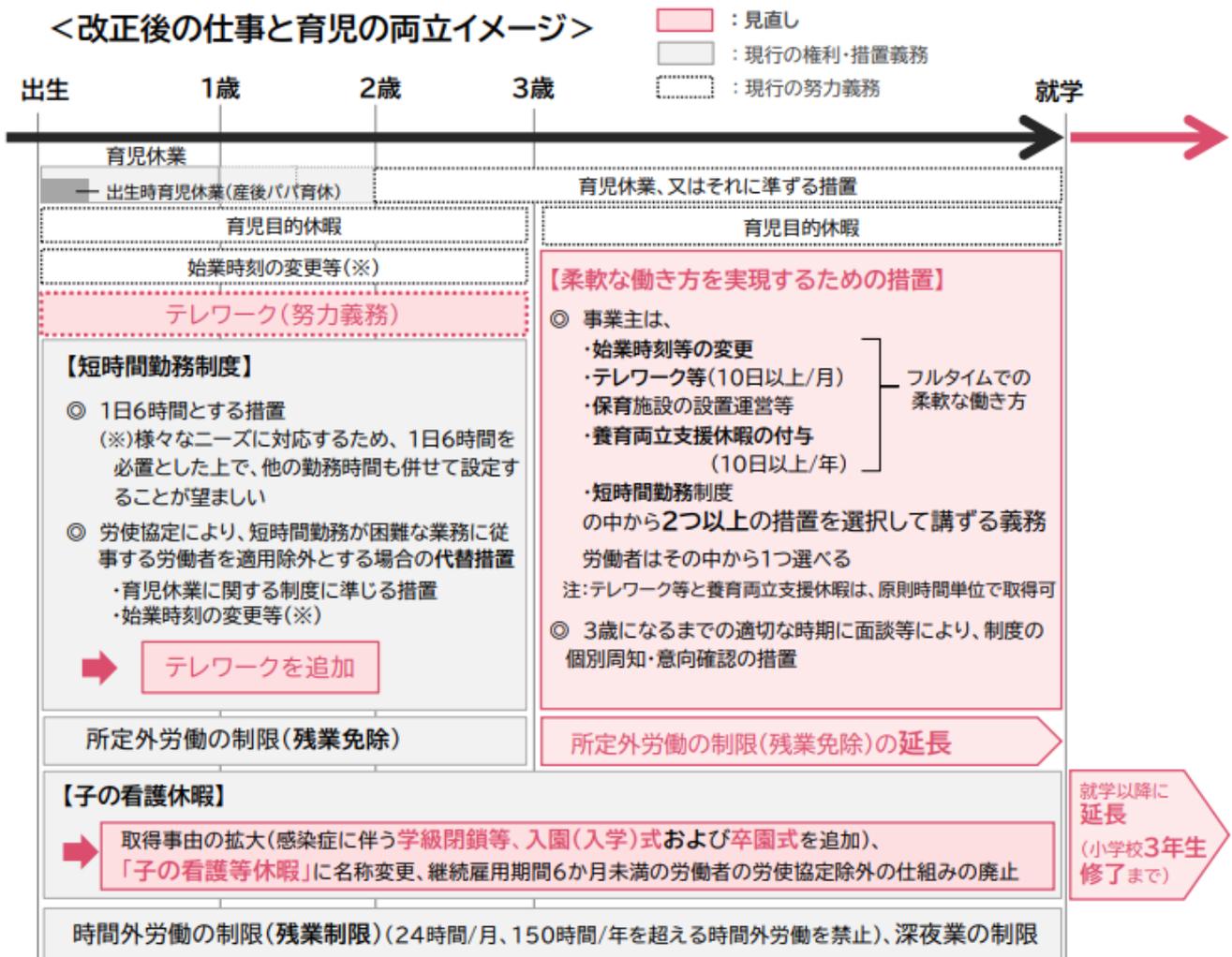


詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。

育児・介護休業法の改正点(2025年10月1日施行)

- ① 柔軟な働き方を実現するための措置等
- ② 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

<改正後の仕事と育児の両立イメージ>



就学以降に延長
(小学校3年生修了まで)

※始業時刻の変更等:フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与



詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。



大阪府内の中小企業等の皆さまへ

奨学金返還支援制度を導入しませんか？

大阪府では、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業等における人材確保・定着につなげるため、奨学金返還支援制度の導入を支援しています。

主な支給要件

- ① 大阪府の区域内に所在する本店または事業所に雇用保険被保険者である従業員等が1名以上いること
- ② 府育英会等から貸与された奨学金を対象とする奨学金返還支援制度を導入していること
- ③ ハローワークまたは OSAKA しごとフィールド(にであう)を通じて正社員の求人募集を行うこと、または、奨学金返還支援制度の対象となる従業員が1名以上いること
- ④ 今回導入した奨学金返還支援制度について、支給決定日から5年以上制度を継続すること

支給金額

大阪府育英会等の奨学金を対象にした
返還支援制度を新たに導入した場合 **30万円/社(定額)**

※府育英会への支援は必須で、別途、大学生等を対象にした支援制度も含める必要があります。
●事業者における従業員への支援は、月額5,000円以上、年数5年以上(年間6万円以上かつ支援期間の開始の日から5年以内における返還支援額の総額が30万円以上も可)



上記、府育英会奨学金返還支援制度に加えて、
学生支援機構奨学金返還支援制度を導入した場合 **20万円/社(定額)**

●事業者における従業員への支援は、月額7,500円以上、年数10年以上(年間9万円以上かつ支援期間の開始の日から10年以内における返還支援額の総額が90万円以上も可)

申請期間

第1期:令和7年4月9日(水)～令和7年6月30日(月)

第2期:令和7年9月3日(水)～令和7年11月28日(金)

※予算上限に達した場合は、その時点で受付終了

支給要件、申請手続き等の詳細は、HP に記載する募集要項でご確認ください。

お問合せ:大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金事務局

TEL 06-4792-9010



2025年6月1日から熱中症対策が義務化！

6月から、職場における熱中症対策が、罰則付きで義務化されました。
これにより、事業者は従業員の安全を守るために、適切な対策を講じる必要があります。

●熱中症対策が義務づけられる作業の条件

対象となる作業は、WBGT(暑さ指数)28度以上または気温31度以上の環境で、
連続1時間以上または1日4時間以上の実施が見込まれる作業です。

●企業に求められる対策

- ① 報告体制の整備
- ② 実施手順の作成
- ③ 関係者(労働者)に周知を行う必要があります。



事業主の皆さまへ

2024年11月1日から「フリーランス」が労災保険の「特別加入」の対象となりました

これまで、一部のフリーランスの方々（一部の業種・職種）については特別加入することができましたが、令和6年11月1日から企業等から業務委託を受けているフリーランスの方（特定フリーランス事業）について業種・職種を問わず特別加入できるようになりました。

労災保険に特別加入することにより、仕事や通勤中のケガや病気、死亡に対して、補償を受けられます。

特定フリーランス事業の対象になる方

- フリーランスが企業等から受けて行う「業務委託」が対象となります。
- 「業務委託」とは、企業等がその事業のために他の事業者へ、物品の製造、情報成果物の作成（プログラミング等）、役務の提供（通訳等）を委託することをいいます。
- フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う「事業者間の委託取引」が対象となります。
- さらに、企業等から業務委託を受けて事業を行うフリーランスが、当該事業と同種の事業を消費者から委託を受けて行う場合のケガ等も補償の対象となります。



詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。



高槻市プレミアム付商品券(第7弾)の利用開始！！

高槻市は、市民の家計支援と地域の経済支援を目的に、スクラム高槻「地元のお店応援券」第7弾を実施します。事業者の皆様のご参加をお待ちしております。

デジタル商品券

購入期間 ~9月16日(火) ※事前登録の方に限ります。
利用期間 7月1日(火)~9月30日(火)

紙商品券

6月中旬から発送！
購入引換券がポストに届きます。
※デジタル商品券との併用はできません。

購入期間 7月4日(金)~9月16日(火)
利用期間 7月4日(金)~9月30日(火)

店舗登録したら
“お店の宣伝になった”
“売り上げが増えた”など、
メリットがたくさん♪

【デジタル商品券】	1口2,000円→5,250円
【紙商品券】	1口2,000円→5,000円

**新規店舗
【募集中】**

【申込締切】 8/1(金)まで

【登録料】
無料

~次回の高槻ワーキングニュースは令和7年8月25日発行予定です~